

薬生食輸発0729第1号
令和元年7月29日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ニュージーランド産グリーンアスパラガスのジクロロボス及びナレド)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第1号(最終改正:令和元年7月17日付け薬生食輸発0717第1号)により通知したところである。

今般、ニュージーランド産グリーンアスパラガスのジクロロボス及びナレドについて、ニュージーランド政府から、残留農薬に係る対策が図られたとして報告があったことから、同通知の別添1を下記のとおりとし、別添2の2を別紙のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のニュージーランドの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
グリーンアスパラガス及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された生鮮グリーンアスパラガスを除く。	ジクロロボス及びナレド	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるジクロロボス及びナレドが検出されるおそれがあるため。

を削除する。